

令和7年1月

お客様 各位

建築検査機構株式会社

2025年法改正前後の建築確認申請の取り扱いについて

平素より弊社確認検査業務をご活用いただき誠にありがとうございます。

2025年4月の法改正に伴い、年度末に向けて審査や交付手続き等が大変混雑することが予想されます。

つきましては、住宅系建築物、住宅系以外の新2号に関して、新旧基準に基づく申請及び訂正の期日を下記の通り設けさせていただきます。

皆様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

2025年3月31日(月)までに確認済証交付をご希望の場合 <旧基準>

☆共同住宅、寄宿舍他、住宅系以外の新2号対象物件

申請期限：2025年2月17日(月) 訂正期限：2025年3月10日(月)

☆戸建て住宅、長屋

申請期限：2025年2月25日(火) 訂正期限：2025年3月14日(金)

2025年4月1日(火)～4月4日(金)の間に確認済証交付をご希望の場合 <新基準>

☆共同住宅、寄宿舍、戸建て住宅、長屋、住宅系以外の新2号対象物件

申請期限：2025年3月3日(月) 訂正期限：2025年3月21日(金)

(申請書、添付図書、料金等は改正後のものとなります)

なお、お申し込み状況、審査内容によりご希望日に交付できない場合があります。

また、上記日程は今年度内交付をお約束するものではないことご了承ください。

※上記日程は期限までに申請図書が全て提出されている場合に限りです。

訂正期限に関しても全ての訂正が完了している場合に限りです。

※訂正期限後、本受付、消防同意等の処理が必要となりますので日数をご考慮ください。

※新基準での確認済証の交付日は4/1以降となりますが、交付日の確約はできかねます。

※今年度内の交付を希望される方はその旨申し伝えいただくようお願い申し上げます。

※お申し込み状況により期日が変更となる場合もございます。

住宅系以外の建築物に関する審査は通常通り実施しております。

ただし、年度末にかけて通常よりお時間を要することが予想されます。

以上